次のとおり一般競争入札に付します。

平成30年8月6日

支出負担行為担当官

島根労働局総務部長 東平 真己

# 1 調達内容

(1) 調達件名及び数量 県内公共職業安定所(5カ所)に係るAED(自動体外式除細動器)交換購入契約

(2) 仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行場所 仕様書による。

(4) 履行期限 平成30年10月12日(金)

(5) 入札方法

入札書に記載する金額は、入札説明書のとおりとし、総価で行う。なお落札決定に当たっては入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 2 競争参加資格

- (1)予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人または被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 平成28・29・30年度の一般競争参加資格(全省庁統一資格)において、「物品の販売」で「B」、「C」、「D」等級に格付けされ、中国地域の 競争参加資格を有する者であること。
- (4) 社会保険等(厚生年金保険、健康保険(全国健康保険協会が管掌するもの)、船員保険、国民年金、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。)に加入し、該当する制度の保険料の滞納が直近2年間に無いこと。
- (5) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (7) 厚生労働省から指名停止を受けている期間に該当しないもの。
- (8) 過去2年間に労働基準法、職業安定法他労働関係法令に違反していないこと。(これらの法令に違反して是正指導を受けたもののうち、入札書提出時までに是正を完了しているものを除く。)
- (9) その他、予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。

### 3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

〒690-0841 島根県松江市向島町134番10 松江地方合同庁舎5階

島根労働局総務部総務課会計第1係 電話 0852-20-7006

(2) 入札説明書等の交付期間

本公告の日から平成30年8月28日(火)まで、(1)の場所にて交付する。

(3) 入札参加書類等の提出期限

平成30年8月29日(水) 16:00

なお、この入札に参加を希望する者は、支出負担行為担当官が別に指定する暴力団排除に関する誓約書を提出しなければならない。

(4) 入札書の受領期限

平成30年8月30日(木) 16:00

(5) 開札の日時及び場所

平成30年8月31日(金) 10:00 松江地方合同庁舎5階 島根労働局大会議室

# 4 電子調達システムの利用

本案件は、府省共通の電子調達システムで行う。なお、電子調達システムによりがたい者は、発注者に申し出た場合に限り紙入札方式に変えることができる。

# 5 その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (2)入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、その他入札の条件に違反した入札は無効とする。

また、入札に参加した者が、3 (3) の暴力団排除に関する誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の入札を無効とするものとする。

- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 落札者の決定方法

本公告に示した業務を履行出来ると支出負担行為担当官が判断した入札者であって、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者と決定する。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結する事が公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(5) その他 詳細は入札説明書による。